

全国健康保険協会の職員の募集について

平成19年10月25日
全国健康保険協会設立委員会

本委員会においては、昨年11月以来、全国健康保険協会の設立に向けて、協会の理念・運営方針や組織人員の骨格、職員の採用等について検討を行ってきたところである。

全国健康保険協会については、先般の医療制度改革を踏まえ、事業主・被保険者の意見に基づく自主自律の運営のもと、保険者機能を十分に発揮していくことが求められる。

また、協会については、非公務員型の法人であり、公共的な役割とサービス提供機関であるということを十分に認識し、社会的責任を果たしていくと同時に、被保険者等の満足度をいかに高めるかという観点から目標を設け、質の高いサービスを提供していくことが期待される。特に、本部・支部を通じて、被保険者等の声や苦情、意見を責任をもって受け止め、フィードバックさせ、被保険者等の信頼が得られる公正で効率的な運営を確保していく必要がある。

このように、協会は、新たな組織を創建するものであり、医療制度改革を踏まえ、保険者としてのあるべき姿を志向し、組織の一新を図っていく必要がある。

このため、社会保険庁からの職員の採用に際しては、意識の変革を求め、協会の使命（ミッション）に賛同し、法令等の規律を遵守するとともに、真に被保険者等のための保険者の一員として改革意欲と能力を兼ね備えた人材を求めるものとする。

また、企業経営、組織ガバナンス、企画、調査分析、ITガバナンス、企業会計への対応、人事・人材育成、保健事業など、社会保険庁の職員からの採用だけでは得難い能力・経験を有する人材については、民間企業等のノウハウを導入するため、民間からの登用を積極的に進めていくものとする。

これらにより、業務の円滑な移行を図ると同時に、従来の組織体質を一掃し、組織の形だけでなく、国民の目から見て中身が変わったと実感できる組織を目指していく必要がある。

こうした基本認識のもと、今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第13条第2項に基づく協会の職員の労働条件及び採用の基準等を別添のとおり定めるものとし、今後、社会保険庁長官を通じて、その職員に対し、これらを提示し、職員の募集を行うものとする。

なお、社会保険庁の職員からの採用予定者数は約1800名とし、このほか、職員については、民間からの採用や民間・国等からの出向により約300名の人材の確保を行うものとする。ただし、必要な人材が確保されないことが見込まれるときは、これらの採用の内訳の変更を行うものとする。